

横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）
正誤表

■概要編

33頁 備考欄（令和5年10月13日 修正）

誤	※12：5廊下等に規定する整備基準については、同項(2)エに限り適用する。
正	※12：5廊下等に規定する整備基準については、同項(2)オに限り適用する。

誤	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(1) 修正なし		修正なし	
	ア	修正なし	修正なし	
	イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 <u>16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること</u>	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 <u>点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、天井の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設すること。</u> （ただし、視覚障害者移動等円滑化経路に限る。） ⇒15「案内設備までの経路」を参照	
		(ア) 段の上端及び下端に近接する部分	段の上端に近接する部分（ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通省が定める部分を除く。）	
		(イ) 車路に近接する部分	同左	
正	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(1) 修正なし		修正なし	
	ア	修正なし	修正なし	
	イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 <u>16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること</u>	⇒15「案内設備までの経路」を参照	
		(ア) 段の上端及び下端に近接する部分		
		(イ) 車路に近接する部分		

70 頁 駐車場（令和5年10月20日 修正）

誤	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(2) 修正なし		修正なし	
	ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	(空欄)	
正	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(2) 修正なし		修正なし	
	ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	同左	

84 頁 階段（令和5年10月20日 修正）

誤	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(4) 修正なし		(1) カ から コ までの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	
正	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(4) 修正なし		(1) キ から コ までの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	

誤	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準
	(1) 修正なし	当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の、傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（「注2」参照）を敷設すること。
正	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準
	(1) 修正なし	当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線上ブロック等（「注1」参照）及び点状ブロック等（「注2」参照）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

■施設整備マニュアル編（共同住宅）

166 頁 移動等円滑化経路（令和5年10月4日 修正）

誤	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(2) 修正なし		(空欄)	
正	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(2) 修正なし		同左	

173 頁 エレベーター等（令和5年10月4日 修正）

誤	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(1) 修正なし		修正なし	
	ア	修正なし	修正なし	
	イ	修正なし	—	
正	指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	
	(1) 修正なし		修正なし	
	ア	修正なし	修正なし	
	イ	修正なし	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	

その他、図表番号、誤字を修正いたしました。